

社会福祉法人白鷺園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鷺園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、その地位及び役職による報酬は支給しない。ただし役員会等への出席及び、当法人が必要と認める研修等への出張については、別表に定める日当（報酬）の支給と、費用を弁償することができる。
- (2) 非常勤役員（理事及び監事）については退職記念品料を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 研修等への出張については、「社会福祉法人白鷺園役員等の旅費支給に関する内規」に基づき支給する。
- (3) 非常勤役員（理事及び監事）の退職記念品料については、別途評議員会で定める「社会福祉法人白鷺園役員等の退職記念品料に関する内規」の基準により支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給の時期及び方法は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席及び出張した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第49条の3第1項及び第2項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	「社会福祉法人白鷺園役員等の旅費支給に関する内規」に基づき支給

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	「社会福祉法人白鷺園役員等の旅費支給に関する内規」に基づき支給

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	日額20,000円
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	「社会福祉法人白鷺園役員等の旅費支給に関する内規」に基づき支給